

川崎市水道条例施行規程 新旧対照表 (2024. 4. 1)

改 正	現 行
<p>(設計審査等) 第7条 設計審査は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定めるもののほか、次に掲げる事項について行う。</p>	<p>(設計審査等) 第7条 設計審査は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定めるもののほか、次に掲げる事項について行う。</p>
<p>第1号から第6号 省略</p>	<p>第1号から第6号 省略</p>
<p><u>(7) 配水管又は他の給水管への取付口と前号に規定する止水栓又は仕切弁との間に、止水栓又は仕切弁が設置されていること（管理者が必要と認める場合に限る。）。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(8)</u> 給水装置内の水又は空気が停滞することにより、当該給水装置の機能又は水質が低下しないよう必要な措置が講じられていること。</p>	<p><u>(7)</u> 給水装置内の水又は空気が停滞することにより、当該給水装置の機能又は水質が低下しないよう必要な措置が講じられていること。</p>
<p><u>(9)</u> メーターの位置並びにメーター周辺の給水装置等の構造及び材質が、管理者が別に定める基準に適合していること。</p>	<p><u>(8)</u> メーターの位置並びにメーター周辺の給水装置等の構造及び材質が、管理者が別に定める基準に適合していること。</p>
<p><u>(10)</u> 一時に多量の水を使用する場所、事業活動に伴い水を汚染するおそれのある場所及び条例第19条第2項に規定する給水の制限又は停止を避ける必要がある場所において、配水に影響を及ぼさないよう受水槽を設置するなど必要な措置が講じられていること。</p>	<p><u>(9)</u> 一時に多量の水を使用する場所、事業活動に伴い水を汚染するおそれのある場所及び条例第19条第2項に規定する給水の制限又は停止を避ける必要がある場所において、配水に影響を及ぼさないよう受水槽を設置するなど必要な措置が講じられていること。</p>
<p><u>(11)</u> 給水装置の配水管への取付口の水圧が、150キロパスカルとして設計されていること。ただし、第11条第2項の規定による水圧測定の結果、管理者が200キロパスカル以上で設計することが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>	<p><u>(10)</u> 給水装置の配水管への取付口の水圧が、150キロパスカルとして設計されていること。ただし、第11条第2項の規定による水圧測定の結果、管理者が200キロパスカル以上で設計することが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>
<p><u>(12)</u> 当該工事に関連してその使用が見込めないと明らかになった給水装置が、条例第13条第1項の規定により切断されること。</p>	<p><u>(11)</u> 当該工事に関連してその使用が見込めないと明らかになった給水装置が、条例第13条第1項の規定により切断されること。</p>
<p><u>(13)</u> 設計図が、管理者が別に定める基準に従い作成されていること。</p>	<p><u>(12)</u> 設計図が、管理者が別に定める基準に従い作成されていること。</p>
<p>2 前項各号に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>2 前項各号に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。</p>